

## 生駒市条例第9号

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月30日

生駒市長 山下 真

### 生駒市介護保険条例の一部を改正する条例

生駒市介護保険条例（平成12年3月生駒市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（保険料率）

第4条 平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 25,800円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 25,800円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 38,700円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 51,600円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 64,500円
- (6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 77,400円
- (7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 90,300円

2 平成21年度から平成23年度までの令第39条第1項第5号イの市町村が定める額は、200万円とする。

3 平成21年度から平成23年度までの令第39条第1項第6号イの市町村が定める額は、400万円とする。

第6条第3項中「第38条第1項第1号イ」を「第39条第1項第1号イ」に、「及び(1)」を「及び同号イ(1)」に、「ロ及びハ」を「ロ若しくはハ」に、「又は第5号ロ」を「、第5号ロ又は第6号ロ」に、「令第38条第1項第1号から第5号まで」を「同項第1号から第6号まで」に改める。

第11条第2項中「15日」を「5日」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市介護保険条例の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料について適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。